

2004年(平成16年)(行口)第12号

在外被爆者健康管理手当等請求控訴事件

控訴人 向 井 昭 治 外

被控訴人 広 島 県

控 訴 理 由 書

2005年2月7日

広島高等裁判所 第4部 御 中

控訴人訴訟代理人弁護士 足 立 修 一

同 弁護士 奥 野 修 士

同 弁護士 田 邊 尚

同 弁護士 中 丸 正 三

同 弁護士 二 國 則 昭

同 弁護士 藤 井 裕

第1 はじめに～この裁判の真の争点は何か

この裁判の真の争点はいわゆる402号通達の違法性を裁判所がどのように評価するのかという点にある。

1 原判決は本件での真の争点を十分に把握できていない

(1) 本件で問題となってきたいわゆる402号通達(昭和49年7月22日衛発第402号)は、広島又は長崎で被爆し、日本国外に居住している被爆者については、被爆者としての権利を剥奪するというものであり、ブラジルに居住する被爆者である控訴人らも、来日して被爆者健康手帳の交付を受け、かつ、健康管理手当を受給していたにもかかわらず、ブラジルに帰国後は健康管理手当を打ち切られてきた。このため、控訴人らは、このような402号通達による取り扱いが国家補償的配慮を制度の根底にもち、人道目的の法律である被爆者法(原爆医療法、被爆者特措法、被爆者援護法)の解釈として正当と言えるのかという点を争い、本件訴訟を提起したものである。

(2) この問題をめぐっては、同じ争点が争われた郭貴勲事件につき、2001年6月1日の大阪地裁判決、2002年12月5日の大阪高裁判決において、いずれも郭貴勲氏が勝訴し、確定した。これに伴い、2003年3月1日、被爆者援護法施行令および被爆者援護法施行規則が改正され(政令14号、厚生労働省令16号)、被爆者健康手帳はこれを所持する被爆者が国外に居住していても有効であり、また、手当受給権は出国して国外に居住することになっても消滅しないことを前提とする諸条項が規定され、402号通達で日本国外に出国した被爆者の権利を剥奪する部分を削除した(平成15年3月1日、健発第0301002号厚生労働省健康局長通知)。

(3) 本件訴訟は、上記のような経緯により402号通達による扱いが改められる以前に提起されたものであるが、訴訟係属中に402号通達による失権が改められ、被控訴人は、地方自治法236条1項による時効消滅が問題とならない未払分の健康管理手当を支払った。これにより、一審原告らのうち、請求権の時効消滅が問題

とならない原告らは、その裁判上の請求につき訴訟外で全て履行されたため訴えを取り下げた。

ところが、被控訴人は、厚生労働省の方針に従い、本件でなお係争中の3名の控訴人について、402号通達によって違法に権利を剥奪し続けてきたことが明確になったにもかかわらず、1974年7月22日に402号通達を発した旧厚生省公衆衛生局長が違法な解釈をした責任を棚に上げ、本件提訴日より5年以前に支払われるはずであった未払分の健康管理手当について時効消滅したとの主張をあくまで貫いている。

以上の経緯からわかるとおり、本件訴訟においては、被爆者援護法に照らして違法であると断罪された402号通達が存在したことを前提に、それによってもたらされた違法状態をどのようにあるべき姿に戻すことができるかこそが問われているのであり、それが本件訴訟の真の争点なのである。

すなわち、本件訴訟は、いずれも時効消滅したとされる未払の健康管理手当分の金員の請求という形式を取っているものの、ここで真に問われているのは、旧厚生省が発し、その後、29年余にわたって改められることなく継続してきた402号通達による違法な取扱いに対する評価である。そして、402号通達の違法性は郭貴勲事件大阪高裁判決により司法判断として確定し、非人道的かつ違法な状態が継続してきたことが確認されたのであるから、その影響を少しでも回復してあるべき姿にもどすことが求められるのは当然である。ところが、厚生労働省の日本国外に居住することになった被爆者に対するこれまでの政策は、一貫して人道目的の法律をその趣旨に沿って運用するとは言えないものであるのみならず、訴訟の場においても人道目的に反する運用を正当化する論理をる展開してきたものである。そして、厚生労働省は、日本国外に居住している被爆者が争った裁判において、自らの施策の誤りを判決によって指摘されると、その部分のみを一部修正するものの、在外被爆者に対する援護を可能なかぎり排除したいという基本的な態度を1974年以降今日まで改めない。

(4) この裁判で問われているのは、このような厚生労働省の誤った施策の結果生じた不利益を、自己の正当な権利を不当に侵害されてきた高齢で日本に来日すること容易でなく健康上も種々の問題を抱える被爆者に負わせるのか、それとも、自ら過ちを犯した厚生労働省＝日本国に回復させるのかという点にある。なぜなら、本件で問題となっている健康管理手当を給付したことについての費用負担は国が行うことになっている（被爆者援護法43条1項）からである。

2 広島高等裁判所2005年1月19日判決

(1) ところで、本年1月19日、広島高等裁判所第3部において、402号通達を作成、発出し、これに従った行政実務の取扱いを指示したことが、国賠法上の違法行為に該当する旨の判決が下されたことは、すでに報道されているとおりである。

この裁判は、第2次世界大戦中の1944年、三菱重工業株式会社の広島機械製作所、広島造船所に連行されてきた朝鮮半島出身で韓国に在住する韓国人被爆者らが、強制連行、強制労働させられ、被爆し、戦争終結後も控訴人らが受けた原爆被爆の被害に対して何らの援護、補償の措置も講じていないことに対し、未払賃金や損害賠償を請求した事件であるが、広島高等裁判所民事第3部は、402号通達を作成、発出し、これに従った行政実務の取扱いを指示したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為というべきであり、担当者には過失があったとして、控訴人らに各自120万円の支払を命じる判決をなしたものである（甲32）。

(3) 広島高裁が作成した判決要旨（甲33）の該当部分を長くなるが、下記のとおり引用する。

記

(二) 原爆被害放置等（立法不作為を除く）に基づく損害賠償責任について

(1) 被爆者法不適用の違法について

ア 被爆者法における「被爆者」というためには、その居住地又は現在地の都道府県知事等に申請して被爆者健康手帳の交付を受けることを要し、各種手当を受けるには、同様に

都道府県知事等に申請して、所定の要件を満たしている旨の認定を受けることを要すると定められている。その結果、日本国外にいたままでは被爆者健康手帳の交付や各種手当の受給に必要な認定は受けられず、少なくとも一度は日本に来なければならないものとされてきた。

被爆者健康手帳の交付に当たっての都道府県知事等の審査においては、被爆事実について関係資料を調査し、申請者本人や関係者から被爆時の状況等を確認する必要があるところ、申請者が国内にいて、これをより適正、円滑に行うことができる。各種手当の支給認定に当たっても、所定の疾病等の存在を専門家によって審査する際に、申請者から事情を聴取し、診断書を作成した医師に照会をするなどの必要があるところ、この点でも、申請者が国内にいて、より適正、円滑に行うことができる。したがって、上記の定めには合理性がないわけではない。

イ しかしながら、**被爆者法は、国家補償的配慮を根底にして、国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的立法であること、上記各申請における実質的要件は被爆の事実や所定の健康被害の存在であって、これらが肯定できるのに、やむを得ない理由で形式的要件が満たされない場合に法の定める給付を認めないのは本末転倒であること、被爆者が国内にいても可能な給付もあること、被爆者としての地位は出国しても失われないと解されること、審査の適正、円滑に関しては、代替手段が考えられないわけではないことからすれば、上記各申請に際して、病気その他のやむを得ない理由により来日が困難な在外被爆者に対してまでも、来日しない限り被爆者健康手帳を交付せず、支給認定をしないとする**ことは、被爆者法の趣旨、目的に反する。

老齢や病気等のために来日することができない被爆者のあることは予測できるものであり、被爆者援護法は前文でわざわざ被爆者の高齢化についても言及している。また、違法と認められる402号通達が改められた後、在外被爆者からの各申請が殺到した事実からは、多くの在外被爆者は402号通達の存在のために、これまで来日して申請することがなかったものと考えられる。その間に、高齢化も加わって来日が困難になってしまった者について、現在、来日しないことを理由に被爆者法による救済を否定することは著しく

信義に悖るといふべきである。

ウ 以上によれば、上記各申請に当たって、原則として、申請者である在外被爆者に来日を求めている被爆者法の規定は、その限りでは不合理といえないとしても、病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者に対してまでも、例外なく来日を求めていると解するのは相当でない。そのような者については、来日することなく上記各申請を行う余地を認めた規定と解して、はじめて合理性を肯定することができる。病気その他のやむを得ない理由で来日が困難な在外被爆者について、来日しないことを理由に申請を受理せず又は却下し、来日するまで処分しないということは、不合理な差別として違法といふべきである。

(2) 402号通達に基づく損害賠償責任について

ア 402号通達は、被控訴人国が、在外被爆者からの被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給に係る申請の増大を予測し、その対策として、被爆者健康手帳の交付を受けても日本から出国すれば失権し、手当も受けられないとの解釈を示して、在外被爆者に対して、被爆者健康手帳の交付等を受けることの意義が極めて限定されたものにとどまることを認識させる意図のもとに発出されたものと認められる。

しかしながら、同通達が、被爆者健康手帳の交付を受け、各種手当の受給権者であっても、出国すれば失権するとしたのは、原爆2法の解釈として誤りであり、被爆者援護法の解釈としても認められない。

イ 402号通達のような解釈は、在外被爆者に被爆者健康手帳の交付等を認める意義を失わせるに等しく、被控訴人国は、このような矛盾した解釈、取扱いが、失権についての明確な規定もなしに許容されるものか疑問を持つべきであった。これと同時に、都道府県等の区域を越えて居住地を移した場合に失権するとしていた従来の取扱いを改めていることに関しても、原爆2法にはそのような従来の取扱いについての明確な規定はなく、したがって、法律上の根拠を欠いた取扱いであった疑いがあり、それを是正したものと解されるところでもある。さらに、孫振斗訴訟の第1審判決において、原爆医療法が通常の社会保障法とは異なる特異な立法であるとされ、その結論からしても国家補償的性格を併有

するものと解し得ることが既に示されていたという事情もある。これは、原爆の被爆による健康被害の特異性、深刻さからしても、十分に首肯することのできるものであった。このような事情からすれば、制度の性格が社会保障であるとの理解のもとに、従来から同様の解釈をしていたというだけでは、相当の根拠が存するということはできない。出国によって失権するという解釈について法律上の根拠があるといえるのかを、原爆2法の趣旨、目的に則って、類似する他の制度との比較等も含めて、十分に調査検討する必要があった。しかし、被控訴人国が十分な調査検討を行ったとは認められない。それにもかかわらず、誤った法律解釈に基づいて402号通達を作成、発出し、これに従った行政実務の取扱いを指示したことは、法律を忠実に解釈すべき職務上の基本的な義務に違反した行為といふべきであり、担当者には過失があったものと認められる。

ウ 402号通達によれば、ひとたび日本から出国すれば、被爆者たる地位を失って各種の給付を受けることができなくなってしまう。日本に滞在し続けられない以上、何らの救済も援助も受けられない。これは、在外被爆者が在外被爆者である限りは被爆者法の適用を否定するに等しいものである。現在、ようやく、在外被爆者の救済の必要性が認識されてきている。被爆者の高齢化を考えると、早急な対応が望まれるが、このように救済が遅れてしまったことについても402号通達が影響している。

エ 控訴人らが、本件訴訟を提起し、402号通達が改められた際に生存していたほぼ全員が直ちにそれぞれの申請手続を行っていることから、同通達がなければ、もっと早い時期に申請を行い、認められていたと考えられる。

控訴人らは、いわれのない差別を受け、適切な医療も受けられずに暮らしていく健康や生活への不安、そのような境遇に追いやられ、在韓被爆者であるが故に放置されていることへの怒りや無念さといった様々な感情を抱いていたところ、孫振斗訴訟等を契機に被爆者健康手帳が交付される途が開かれ、ようやく救済が期待できる兆しを感じられた途端に、402号通達が発出され、従前にも増して、一層の落胆と怒り、被差別感、不満感を抱くこととなった。そして、高齢化していくことによる焦燥感も加わって、本件訴訟を提起し、在韓被爆者援護の必要性や402号通達の違法性を主張するという具体的な行動にま

で出ざるを得なくなったものであり、控訴人らが精神的損害というに足りる多くの複雑で深刻な感情を抱かされてきたことが認められる。

通達が、本来は行政組織内部において法的拘束力を有するものとしても、402号通達及びこれに従った行政実務によって控訴人らの精神的損害が生じたことは否定できない。被爆者法は、広島、長崎で被爆して健康被害を受けた被爆者を対象とするものであり、402号通達の対象も同様である。この通達は、そのように限定された範囲の被爆者を対象に行われた一種の処分にも匹敵する実質を有する。本件と他の通達の違法の問題一般とを同様に考えることはできない。

オ 控訴人らの精神的損害については、被爆者健康手帳を既に取り得ている者と、そうでない者との間で差異はないと認められる。被爆者健康手帳の交付を受けていない者については、402号通達がなければ、困難な事情を乗り越えてでも来日して手帳の交付を受け、各種手当の支給申請をしたであろうものが、通達のためにそれがほとんど意味がないものとされ、その後、高齢化により来日の負担が一層増大したことも考えられる。その精神的損害が既に被爆者健康手帳の交付を受けている場合よりも小さいということとはできない。また、控訴人らの精神的損害は、通達及び行政実務の取扱いが改められたからといって解消するものではない。

以上に加えて、被爆者法による給付の内容や健康管理手当の額、本件訴訟の提起に至る経緯や訴訟の経過等の諸事情を考慮すると、控訴人らの精神的損害に対する慰謝料としては各100万円、弁護士費用は各20万円が相当と認められる。

4 小 括

以上のとおり、広島高裁判決は、402号通達を発出したこと自体、誤った法律解釈に基づき在外被爆者を切り捨てようとしていた当時の厚生省の姿勢の現れである旨、厳しく断罪し、国賠法上も違法行為と評価されるものであると判断している。

ところが、原判決は、402号通達の問題性を全く理解せず、「債務者が一定の法解釈に基づいて債務の履行をしなかったにとどまる」、とか「被告はその法解

釈に基づいて債務を履行しなかった（だけである）」といった、極めて皮相な認識のみに基づいて、誤った判断を下している。

第2 時効の起算点について

1 原判決の示した判断

原判決は、地方自治法236条1項所定の時効の起算点につき、同条3項、民法166条1項により「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」から進行する、そして、「権利ヲ行使スルコトヲ得ル」とは、当該権利の行使につき、法律上の障害がないというだけではなく、さらに当該権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであるを要する、とした上、本件健康管理手当支給請求権の行使について、法律上の障害があったことを窺わせる事情はなく、また、控訴人ら（原告ら）にとってその権利の行使を妨げる事情があったということとはできない旨を判示した。

しかしながら、本件は、健康管理手当支給請求権の行使を妨げる事情が存し、権利行使の現実的期待可能性があったとはおよそ考えられない事案であるにもかかわらず、原判決は、かかる事情を見過ごした（というよりも、それに敢えて目をつむった）点において、重大な誤りがあるといわざるを得ない。

2 原判決の誤り

（1）権利行使の現実的期待可能性の有無についての判断方法の誤り

ア「権利ヲ行使スルコトヲ得ル時」（民法166条1項）の解釈については、権利の行使に対する法律上の障害がなくなったのみならず、事実上の障害が存する場合にすぎない場合であっても、それによって権利を行使することが現実的には期待し難い特段の事情がある場合には、その権利行使が現実に期待することができるようになった時以降において消滅時効が進行する、というのが先例であり（最高裁判所大法廷昭和45年7月15日判決、同第三小法廷平成8年3月5日判決、同第一小法廷平成平成15年12月11日判決）、本件においても、控訴人らにこのような権利行使の現実的期待可能性が存したか否かが問題となる。

イ この「権利行使の現実的期待可能性」の有無の判断において、原判決は、402号通達に基づく従来の行政実務について、単なる債務不履行と同視することを前提に、控訴人らが置かれている地理的条件等、控訴人らに本件提訴を困難ならしめた事情を全く考慮しないまま「権利行使の現実的可能性」の有無を判断しており、その実態は、「現実的な」権利行使の可能性など検討していないに等しい。

(2) 控訴人らに現実的な権利行使の可能性など無かったこと

ア 原判決が、「主観的事情」として考慮しなかった事情を考慮して権利行使の現実的期待可能性を判断するならば、控訴人らには、およそ権利行使の現実的期待可能性が認められないことは、誰の目から見ても明らかである。

イ 控訴人らのように、日本で被爆し、戦後ブラジルに移住した者は、敗戦後の食糧不足などの事情から、当時、日本政府（外務省）や広島県に奨励されていた移民政策に基づき、移民船に乗り、はるばるブラジルまで移民している。これらのブラジルに移民した人々は、生活の本拠をブラジルに置くことを決意して移民した者であり、その多くは農業移民として入植した者である。ところが、移民後は、日本で聞かされていたバラ色の話とはかけ離れた厳しく非情な環境に置かれ、被爆による健康障害や不安を抱えながら生きることを余儀なくされてきた。他方で、ブラジルへの移民政策は日本の経済復興とともに中止されるに至ったため、ブラジルに移住した被爆者は控訴人らを含め、日本で原爆特措法が施行された1968年以前に移住した者ばかりである。

1974年7月22日に発せられた402号通達は、前記広島高裁判決が正しく指摘するとおり、在外被爆者が在外被爆者である限りは被爆者法の適用を否定するに等しく、控訴人らにとっては、控訴人らがブラジルに居住し続ける限り、何らの救済も援助も受けられないという結果を強いるものであったが、厚生労働省は、在外被爆者に対し、永年にわたって「法律」がそのようになっていると強弁してきたものである。

ウ このような状況で、控訴人らが救済を求めるには、日本の裁判所に提訴する

ほか手段が無いところ，控訴人らは地理的に日本と隔絶しているのみならず，情報的にも日本と隔絶されており，人的にも物的にもおよそ日本の司法制度を利用できる環境に無かったことは明らかであり，控訴人らに対し，訴訟制度が設けられているのだからそれを利用すれば良かったのだというのは余りにも酷である。

(3) 4 0 2 号通達が提訴困難な被爆者を対象としたものであったこと

ア ところが，原判決は，これら控訴人らに存した事情を「主観的事情」にすぎないとし，そのような主観的事情に基づく事由によって権利行使できなかったような場合をもって「その権利行使が現実的に期待でき」ない場合に当たると解すべきではないとし，その理由として，このような解釈が地方自治法 2 3 6 条 2 項所定の時効制度の趣旨に反し，著しく法的安定性を欠くことになるなどと判示する。

イ しかしながら，地方自治法 2 3 6 条 2 項の時効制度の趣旨が，原判決の述べるように，「時効の利益の放棄を否定し，援用を要しないとして画一的な処理を行い，時効期間の経過により一律に消滅時効の効果を生じさせ，法律関係の早期安定を図（る）」ところにあるのだとしても，同条項は，本件のように行政機関側の著しい違法行為によって権利の実現が妨げられたような場合にまで，画一的に権利を消滅させることを趣旨とするものではないと解しなければ，合理的なものといえないのであるから，原判決の論理は飛躍したものと言わざるを得ない。

ウ 前記広島高裁判決でも触れられているとおり，被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給を受けたくても，老齢や病気のために来日できない被爆者のあることは予測できるものであるが，控訴人らのような環境に置かれた者らが行政上の不利益な取扱いを争って日本の裁判所に訴訟提起することが出来ないことはさらに容易に予測できることである。

そして，まさに，このような環境に置かれた在外被爆者を対象に，一律に健康管理手当を支給しないという扱いをしたのが 4 0 2 号通達なのである（広島高裁判決も，「（ 4 0 2 号）通達は，そのように限定された範囲の被爆者を対象に行われた一種の処分にも匹敵する実質を有する」と正鵠を射た指摘をしている）。

エ このように、本件の実質的な一方当事者というべきである国が、殊更に在外被爆者を対象に援護行政から切り捨てたことにより、健康管理手当の出国による打ち切りの問題が生じたにもかかわらず、控訴人らの権利行使の可能性を判断するにあたって、控訴人らが外国に居住することをもっぱら控訴人側の主観的な事情として考慮しないのは不合理というほかない。

(4) 控訴人らには客観的に提訴困難な状況が存したこと

ア また、原判決は、「提訴する当事者の抱える事情は千差万別である」とから権利行使の現実的期待可能性を判断するにおいて、控訴人らが抱える前記のような事情を考慮することは、「基準として極めて曖昧」であるなどと述べる。

しかしながら、控訴人らが原審より主張しているのは、「権利行使の現実的期待可能性」の有無の判断において「提訴する当事者の抱える事情」を遍く考慮すべきということではなく、提訴困難な事情を抱える控訴人らを支給の対象外とした行政実務が長年にわたって存続してきたという点に本件紛争の核心があるのであるから、このような事情を捨象して、控訴人らの提訴可能性を判断するのは正義に反するという至極当然の理なのである。

イ そもそも、当事者の個別的な事情を、時効の起算点を判断する事情として考慮することが、直ちに時効制度の趣旨に反するとする原判決の論理は飛躍している。

すなわち、時効の起算点を判断する上で考慮される事情が、事案毎に個別的な事情であることは当然であって、そこで客観性が求められるのは、判断の基底となる事情ではなく、当該事情によって権利を行使することが現実的には期待し難い特段の事情に該当するか否かの判断そのものというべきである。

例えば、最高裁2003年(平成15年)12月11日第一小法廷判決は、被保険者の生死が不明であったという事情を考慮した上、死亡保険金支払請求権の消滅時効の起算点を、被保険者の遺体が発見された時点と判断した。この判例は、「被保険者がいつ死亡したか」という「客観的事実」が、「当該事案における個別的な諸事情」によっては明らかではなかった場合であっても、なお、「生死不明の

事情」が存在することによって、権利を行使することが現実的に期待し難い特段の事情に該当するとして、遺体発見時を消滅時効の起算点としたものである。まさに、これは、原判決が否定する「当事者の個別的な事情を時効の起算点を判断する事情として考慮」しているに他ならない。

仮に、原判決のような論旨によれば、上記事案は、被保険者が「客観的には」1992年5月ころに死亡したものと認定されており、その3年以上経過した後には保険金の請求をしている事案である以上、消滅時効の起算点について、上記最高裁判例のような結論に達することはおよそあり得ないはずであって、原判決は最高裁判例を正解しないものである。

ウ そして、前述のように控訴人らがブラジルで居住していた環境を考慮すれば、客観的に見て、権利の行使が現実的に期待し得ない状況にあったことは明白なのであるから、提訴困難な事情を一般的に基準化するのが困難だからという理由によって、「権利行使が可能であった」と結論づけるのは、本末転倒と言わざるをえない。

(5) 小 括

以上より、原判決は、控訴人らに権利行使が現実に期待できない時点から消滅時効の進行を認めた点において誤りがある。

3 時効の起算点とすべき時点について

なお、原判決は、原審において控訴人らが時効の起算点と主張した2003年(平成15年)3月1日以前に、控訴人らが本訴を提起したことを指摘する。控訴人らが、同日を時効の起算点と主張したのは、客観的に判断すれば(控訴人らと同じ状況に置かれた一般人を基準に考えれば)、402号通達が廃止されて初めて、健康管理手当支給請求権の行使が可能となった言うべきと考えたためである。

他方、控訴人らが同日以前に本訴を提訴できたのは、2001年6月1日、郭貴勲事件において、在外被爆者に対する健康管理手当の不支給を違法とする初めての司法判断(判決)が下されたことにより、402号通達の違法性が国内外に明らかとなったためである。したがって、控訴人らは、予備的に、本件健康管理手当支

給請求権の時効の起算点を，この判決日2001年6月1日であることを主張する。

第3 被控訴人の時効消滅の主張が権利濫用であること

1 原判決の示した判断

原判決は，消滅時効の援用（主張）が権利濫用等にあたるというためには，債権者が時効中断の措置を講じなかったことにやむを得ない事情があり，債務者の時効の援用が社会的に見て相当といえる範囲を逸脱したと認められる場合であるとした上で，本件はそのような場合に当たらないとする。

しかしながら，このような原判決の判断は，402号通達の問題性を全く理解しない，極めて皮相な認識のみに基づいてなされたものであり，間違っている。

2 時効消滅の主張が権利濫用ないし信義則違反にほかならないこと

（1）1974年に発せられた402号通達は，前記広島高裁判決も正しく指摘するとおり，当時，在外被爆者からの被爆者健康手帳の交付や各種手当の支給に係る申請の増大を予測した国が，その対策として，被爆者健康手帳の交付を受けても日本から出国すれば失権し，手当も受けられないとの人道目的の法律の趣旨に反する解釈をに行い，在外被爆者に対して，被爆者健康手帳の交付等を受けることの意義が極めて限定されたものにとどまることを認識させる意図のもとに発出されたものである。

要するに，この通達は，在外被爆者に対して，手帳の取得や手当の受給をあきらめさせ，その申請を行わないよう働きかけることを意図して発出されたものである。そして，その結果は効を奏し，多くの在外被爆者が402号通達の存在のために，来日して申請しないという事態が招来されたのである。この点，前記広島高裁判決が，「一般に通達が行政組織内部において法的拘束力を有するにすぎない」としても，402号通達は，「限定された範囲の被爆者を対象に行われた一種の処分一種の処分にも匹敵する実質を有する」としたのは，402号通達の発出された意図とその効果をいみじくも示したものである。

この402号通達の問題については、在外被爆者が在外被爆者である限りは被爆者法の適用を否定し、何らの救済も援助も与えないという取扱いが、国家補償的配慮を根底にして、国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的な見地から立法された被爆者法の趣旨、目的に反する違法なものであるという司法判断がすでに確立し、厚生労働省も402号通達を改めた。

しかしながら、他方で、この402号通達が29年余の永年にわたって存在しがた故に、これまで多くの在外被爆者が、被爆者法による救済・援護を受けることを断念してきた経過があること、その間に、高齢化も加わって来日が困難になった在外被爆者が多数存することもまた事実である。

前記広島高裁判決も、このような経緯や事態を踏まえた上で、高齢化し、来日が困難になってしまった在韓被爆者に対し、来日しないことを理由に被爆者法による救済を否定することが「著しく信義に悖る」と、常識的かつ正しい判断を示し、また、402号通達及びこれに基づく行政実務によって、精神的損害が生じたこと認定し、被爆者健康手帳を取得していない者についても、その精神的損害の賠償を国に命じている。

(2) これに対し、原判決においては、上記のような402号通達が発出された意図や、それが招いた事態についての認識や理解が全く欠けている。

ア 402号通達の存在によって、多くの在外被爆者が被爆者健康手帳の取得や手当の受給の申請さえあきらめざるを得なくなったという事情に鑑みれば、自己の被爆者としての地位を認めるよう求めて、あるいは健康管理手当の支給を求めて提訴することがどれ程困難であるかは火を見るよりも明らかである。402号通達が発出されてから、郭貴勲事件における大阪地裁判決が下されるまで、実に27年間もの時間を要しているのであって、この間、在外被爆者らが被爆者法による救済・援護を求めることをあきらめさせるという、402号通達を発出した意図は、効を奏し続けてきたのである。

イ このように、健康管理手当の費用負担者である国が、在外被爆者らが被爆者

法による救済を求めることを事実上抑制するため，402号通達を発出し，永年にわたり控訴人ら在外被爆者らに対して，被爆者法による救済が及ばないとの解釈を示して続けてきたことに鑑みれば，本件で，その事務を行う被控訴人が本件健康管理手当支給請求権の時効消滅を主張することが，信義に悖り，社会的に見て相当といえる範囲を逸脱するものであることは明らかである。なお，厚生労働省は，402号通達を改めた現在でも，在外被爆者に対し，被爆者健康手帳の交付及び手当支給の申請は，日本国内の居住地からでなければ行うことができないという従前の取扱い（国外からの申請は却下される）は改めず，依然，在外被爆者に対して被爆者法の目的に反する運用を行い，来日しないことを理由に被爆者法による救済を否定するという「著しく信義に悖る」姿勢を取り続けている。このような国の態度は，不合理な理由で在外被爆者を差別し，被爆者援護行政から切り捨てているという402号通達の過ちを何ら反省しておらず，402号通達を発出して以降の在外被爆者への不誠実かつ信義に悖る対処方針を固辞していることを示すものである。

ウ 被控訴人の時効消滅の主張を何のためらいもなく容認した原判決は，402号通達に基づく在外被爆者への手当の不支給を単なる債務不履行にすぎないなどと述べており，自らの判断が，前述したような行政の不誠実かつ違法な施策を追認する結果となるという自覚が全く見られない。

さらに，原判決は，本件のような事案において，権利濫用等の評価を下すとなるとすると，法律関係の早期確定を図るために置かれた時効規定の趣旨に反すると述べる。しかしながら，提訴困難な事情を抱える在外被爆者が手当を不支給とされた後，5年以内に訴訟を提起しない限り，時効によって救済も援助も得られないという判断が，国家補償的配慮を根底にして，国籍にかかわらず被爆者を広く援護しようとする人道的な見地から立法された被爆者法の趣旨，目的に反するものであることは明らかである。

エ 以上のとおり，被控訴人の時効消滅の主張が，信義に悖り，社会的に見て相当といえる範囲を逸脱するものであることは明らかである。

(3) 控訴人らが時効中断の措置を講じなかったことにやむを得ない事情が存したことは、本書面第 2 項で述べたとおりである。

この点に関し、本件と争点を同じくする福岡高裁判決 2 0 0 4 年 2 月 2 7 日判決は、当該事案においては時効期間の経過する以前に訴訟提起が可能であったとも思われるような事情が存したことを示した上で、「ためらいがないわけではない」とまで述べながらも、結論として時効の主張を容認しているが、本件控訴人らブラジル被爆者の場合には、時効期間の経過する以前の訴訟提起を可能と見るべき事情が存しないことに留意されたい。

(4) まとめ

以上より、被控訴人の時効消滅の主張は信義誠実の原則に反し、権利を濫用するものであって認められるものではない。

以上